

令和3年2月4日

浦安市長殿

№. TO-20 0004 赤錆防止・更生装置「NMR パイプテクター」

設置証明書 兼 製品保証書 特約事項記述書

記

- 【1】 NMR パイプテクター設置後の効果判定目標値は設置前全鉄値 14 mg/l の半減 7 mg/l 以下とします。
- 【2】 NMR パイプテクター設置後、効果判定目標値に達するまでの期間、採水検査を行います。
- 【3】 製品保証期間内で2年毎に計5回の採水検査を行います。
- 【4】 製品保証期間内の採水検査において、効果判定目標値 7 mg/l を超過した場合は年4回程度をめぐりに採水検査を行います。
- 【5】 効果判定目標値以下に数値が下がらない場合は、水の使用量の調査など NMR パイプテクター使用条件の確認を行うとともに、装置の交換による再効果判定についても協議させていただきます。
- 【6】 製品保証期間10年経過後の数値目標は、全鉄値 1 mg/l 以下とします。ただし、水の使用量をはじめ NMR パイプテクターが効果を発揮できる使用条件であることを前提とします。

以上

製造元 日本システム企画株式会社

東京都渋谷区笹塚2-2-1